

電子契約導入に係る事業者向け説明会

開催日：令和7年9月17日（水曜日）

質疑応答集

No.	質問内容	回答
	電子契約について	
1	契約課及び上下水道局企業総務課が発注の案件が対象で、物品、役務は電子契約の対象外という認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 「物品製造・販売・委託業務・その他」及び各課契約の「建設工事」「工事関連業務委託」は対象外です。
2	契約課発注の契約と、担当課発注の契約で、契約書様式が異なり、提出先も契約課や担当課と分かれています。今後全ての課の契約書が、クラウドサインで統一されるという認識でよろしいでしょうか。	今後の対象契約については、現時点では未定です。
3	宇都宮市では、契約日が落札日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内となっておりますが、電子契約施行になった場合の日程も同様なのでしょうか。 栃木県県土整備部では、契約日（落札日の翌日から起算して10日（県の休日を除く。）以内となっております。その日程変更があるのでしょうか。契約関係書類を契約予定日3日前までに契約課に事前に送る等の作業が県ではありますが、宇都宮市でも事前に関係書類を提出する事はあるのでしょうか。	・契約日の考え方に変更はありません。 落札決定日の翌日から起算して7日（市の休日を除く。）以内となります。 ・電子契約を利用する場合、事前に関係書類の提出が必要です。 「電子契約利用申出書兼同意書」を含む必要書類（工程表等）を、予定する契約日の2日前（閉庁日を除く）までに指定メールアドレスに提出してください。
4	サービス対象が「契約課・企業総務課が落札決定する建設工事、工事関連業務委託の当初契約」とありましたが『当初契約』の意味するところが分かりませんでした。補足として詳細の説明をお願いいたします。	一番最初の契約という意味です。 （議会の議決を要する案件の仮契約も対象） なお、変更契約については、当面の間、紙媒体による契約のみとなります。

No.	質問内容	回答
	電子契約について	
5	電子契約で締結した後に間違いがあった場合の対処はどのようにしたらよいか。	契約締結後に判明した誤字・脱字等の軽微な修正は、「覚書」により修正を行います。「覚書」につきましては、電子契約サービスにて送付します。承認フローは契約書の契約締結時と同様です。 受注者側で誤りを発見した場合は、市へご連絡ください。
6	電子請求の運用がうまくいっていないようですが、電子契約の運用は大丈夫でしょうか。	導入後のサポート体制を整備して運用してまいります。
7	電子契約は良いと思いますが、案件ごとに毎回申請しなくてはいけないのがネック。全ての契約に有効などにしてほしい。	いただいたご意見については、参考とさせていただきます。
8	単価契約書なども変わってくるのでしょうか。	単価契約は変更ありません。
	関係書類について	
9	契約締結後に契約関係書類（代理人通知書や工程表等）を提出していたかと思うのですが、今後は落札後、契約書草案や電子契約同意書と合わせて契約締結前にメールで提出するということでしょうか。また、お話の中で「請負代金内訳書については契約締結後に提出」と仰っていたので、契約締結前後で2度メールにて書類提出のタイミングが発生するという認識でよろしいでしょうか。	お見込のとおりです。 ・電子契約サービスを利用する場合、予定する契約日の2日前（閉庁日を除く）までに、契約関係書類をメールで提出してください。（説明会資料別紙1参照） ・請負代金内訳書等、工事担当課へ提出する書類の提出方法については、監督員等に確認してください。
10	電子利用申出書のメールアドレスは部や課のグループメールを指定しても問題ないでしょうか。	問題ありません。 通知等を確認できるメールアドレスを設定してください。
11	契約日（いつまでに契約書類を提出する）は落札決定通知の際に記載してほしいです。	10月1日以降の落札決定通知書に記載します。

No.	質問内容	回答
	関係書類について	
1 2	資格確認の手続きは従来通りですか？	・落札決定前の確認申請書類の提出については、従来通り変更はありません。 ・契約締結の際に資格者証をご提出される手続きについては、電子契約サービスを利用される場合はNo.9のとおり、紙契約の場合は従来通りとなります。
1 3	電子契約利用申請書兼同意書の【担当者】は契約書等の作成担当者と考えてよろしいですか？	承認前に内容を確認できる方を設定してください。 ※作成担当者に限定するものではありません。
1 4	電子契約利用申出書兼同意書の様式について、現時点では PDF データの公開はあるが、オリジナルデータ (Word 等) の公開はございますでしょうか。公開が無い場合は、こちらで作成したものでよろしいでしょうか。	Word データについては、入札情報ホームページに掲載します。また、落札決定通知書を送付するメールにも添付しますのでご利用ください。
1 5	リサイクル別紙について、従来は監督職員に押印いただいた原本を受取りに行っていたが、押印いただいた PDF をメール等で送付いただき契約関係書類とすることは可能でしょうか。	可能です。 記入したデータを工事担当課へメールで送信してください。 紙の原本については、後日、工事担当課との打合せ等の際にお渡しします。
1 6	契約関係書類（工程表など）を提出する場合、紙契約の場合は代表者の捺印が必要ですが、電子契約サービスを利用し提出する場合は代表者印を捺印したものを PDF にして提出するのか、それとも代表者印は省略して宜しいのでしょうか。	契約関係書類（※）は代表者印を省略して問題ありません。 ※「電子契約利用申出書兼同意書」 「課税（免税）事業者届出書」 「現場代理人及び主任技術者等専任（変更）通知」 「工事工程表」 「現場代理人兼任（変更）届出書兼誓約書」
1 7	その他の書類、工程表や技術者選定、完了、請求なども ZIP で提出するのか、それとも別方法なのか。	工事担当課へ提出する書類の提出方法については、監督員等に確認してください。

No.	質問内容	回答
関係書類について		
18	契約関係書類提出時の zip ファイルのファイル名に指定はありますでしょうか。	該当工事案件が分かるよう、メール件名もしくはファイル名に工事案件名の記載をお願いいたします。
19	zip ファイルの送信先は、受信したメールアドレスへ返信でよろしいでしょうか。	指定アドレスへ送信してください。(説明会資料別紙1 参照) 契約課： keiyaku01@city.utsunomiya.tochigi.jp 上下水道局企業総務課： kigyousoumu01@city.utsunomiya.tochigi.jp
20	工程表や主任技術者選任通知書、課税事業者届出書等は契約書の締結より先に宇都宮市へ提出するということでしょうか。	お見込のとおりです。
電子保証について		
21	従来、業務委託では契約保証免除でしたが、電子契約で締結する場合は契約保証を付さなければならないという認識でよろしいでしょうか。	工事関連業務委託については、従来通り、契約保証は免除となります。なお、それぞれの案件で契約保証を求めるかどうかは、公告及び指名通知書等でご確認ください。
22	認証キーの送信の際は暗号化が必要でしょうか(栃木県の場合は必須)	暗号化の必要はありません。
23	東日本建設業保証での保証は、前払金を使用しない場合でも契約保証のみは可能でしょうか。	前払金を使用しない場合、東日本建設業保証で契約保証のみを利用することはできません。 詳しくは東日本建設業保証(株)にお問い合わせください。
24	東日本建設業保証の保証ですが、必ず前払金を申請しないといけないのですか。	No.23のとおり
暗号化について		
25	zip ファイルにまとめて暗号化処理、とありますが、暗号化について具体的な指示・指定はありますか？	指定はありません。 zip ファイルを直接暗号化する方法や、インターネットサービスを利用する方法等、対応できるもので暗号化してください。

No.	質問内容	回答
	暗号化について	
26	電子契約サービスを利用して契約締結する場合の契約関係書類の提出について、zip ファイルに 1 つにまとめて、暗号化処理し提出とありますが、この暗号化は具体的にどのように行うのでしょうか。指定のソフトややり方等があれば教えていただきたいです。	指定のソフトや、やり方等はありません。 暗号化の方法は多数ありますので、インターネットで検索していただき、使用しやすいものをご利用ください。
27	契約関係書類の提出方法として、zip ファイルにまとめて「暗号化処理する」とありますが具体的にどのような操作が必要なのでしょうか。	暗号化の方法は多数ありますので、インターネットで検索していただき、使用しやすいものをご利用ください。
	担当課との連携	
28	従来は落札決定通知書を担当課に提出し、前払いの判を押印してもらった際に工事の担当者を知る事になっていた。今回からは担当窓口に行く必要はないとの事で、担当監督員はどのタイミングで知ることが出来るのか。	工事担当課と調整いただきますようお願いいたします。
29	前金の認証キーの提出の際の工事担当課のメールアドレスを落札時に示していただきたいです。	10月1日以降の落札決定通知書に記載します。
	クラウドサイン関係	
30	真実性確保の要件の「1. 訂正削除の防止に関する事務処理規定の備付」というのは、作成後に保存するファイルと一緒にしておくということでしょうか。その場合、案件ごとに作成ですか。	事務所に備え付けていただければ問題ありません。なお、詳細な運用等については最寄りの税務署にご確認ください。

No.	質問内容	回答
	クラウドサイン関係	
3 1	PDF の契約書のファイル名変更は可能ですが、マーカーを含め内容を編集すると電子署名は無効となります。とのことですが、誤ってマーカー等してしまった場合は元に戻すことはできますか。	編集内容を含めて保存した場合、元に戻すことが出来ません。保存される前であれば、編集内容を破棄して保存いただければ問題ありません。
3 2	何回か講習を開いてほしい。	電子契約サービスにつきましては、弁護士ドットコム（株）様が定期的に説明会を実施しております。必要に応じてご利用ください。 https://cs.cloudsign.jp/seminar_government?utm_source=government&utm_medium=event&utm_campaign=2025
3 3	AcrobatReader を使用しなくても出来ますか。	・各種データの PDF 化につきましては、「【電子契約】【工事】契約関係資料一括作成ファイル」エクセルにて、PDF データを作成いただきます。 ・電子契約システム上の契約書データの閲覧等につきましては、特に指定はありません。なお、電子署名等の確認につきましては、Adobe AcrobatReader でのみ「署名パネル」で確認できます。
3 4	PDF に関しては【AdobeAcrobatReader】のみですか。類似のソフトでは無効でしょうか。	No.3 3 のとおり
3 5	クラウドサインに登録するにあたり、契約課と上下水道局の2箇所登録するのか、宇都宮市1箇所だけでいいのかどちらでしょうか。	クラウドサインを利用するのに登録は必要ありません。フリープラン等登録をご希望の方は、弁護士ドットコム（株）へお問い合わせください。
3 6	クラウドサインは複雑なシステムだが、国土交通省で利用している電子契約システムは簡潔で良いシステムもありますので、参考にしては如何でしょうか。	いただいたご意見については、参考とさせていただきます。

No.	質問内容	回答
	クラウドサイン関係	
3 7	国交省等で採用している電子契約システムのように契約から工程表等の書類の提出、変更契約、完了書類の提出、請求業務も一貫して出来る契約システムの採用を望みます。	いただいたご意見については、参考とさせていただきます。